

## 平成20年度第1回 福岡市中央卸売市場市場取引委員会 議事録

1. 開催日時 平成20年6月4日（水）13：30～14：40
2. 場 所 福岡市中央卸売市場鮮魚市場会館2階 第1会議室
3. 出席者 福岡市中央卸売市場市場取引委員会委員 14名（別紙委員名簿参照）  
市側：農林水産局長 外11名
4. 傍聴人 なし
5. 議題
  - (1) 委員長及び副委員長の選任について
  - (2) 委託手数料等の弾力化について
6. 会議内容

農林水産局長あいさつ、委員紹介の後、議事に入る。

### 議題1 委員長及び副委員長の選任について

委員長は、市場取引委員会運営要領により、笠康雄委員を選任した。

副委員長は、市場取引委員会運営要領により、甲斐諭委員を選任した。

選任後、委員長及び副委員長は席を移動し、それぞれ就任あいさつを行った。

あいさつ終了後、福岡市中央卸売市場業務条例の規定により委員長が議長となり、再び議事に入る。

### 議題2 委託手数料等の弾力化について

事務局より説明。

引き続き、水産物部市場取引委員会・青果部市場取引委員会・食肉部市場取引委員会の各委員長から報告。各部市場取引委員会委員長はそれぞれ、①平成20年4月中に開催されたこと、②委員会で出された意見、③委託手数料は承認制とし、出荷奨励金・完納奨励金ともに現行どおり承認制とする案でまとまったこと、を報告。

その後、質疑応答に入る。

#### 質疑応答の内容

議長：事務局からの説明及び各部市場取引委員会の報告について、何か意見・質問は。

委員：委託手数料等の弾力化に関する制度を決定する手続きについて確認したい。各部において、委託者の意見は聴いていると思うが、この委員会では、その委託者の意見が出てきていない。これでは、委員会として判断できないのではないか。

事務局：委託者の意見については、各部市場取引委員会で聴いている。今回は、手数料率の決定ではなく、どのような制度にするかを決めるものである。今後、手数料率を変更するという話が出てくれば、その時に再度委託者の意見を伺うことになる。

委 員：この制度改正によって、最も影響が出るのは、卸売業者と委託者である。そうであるにも関わらず、この委員会の場に委託者代表が出席していないのは、手続きとしておかしいのではないか。

事務局：各部市場取引委員会において委託者の皆様の了承はいただいている。さきほどの各部市場取引委員会委員長の報告は、それを含めた報告と考えていただきたい。

委 員：今回の問題に限らず、手続きに関しては、より適正に進めるようにお願いしたい。

委 員：委託手数料に関して、東京都の届出制と福岡市の承認制はどのように違うのか。そして、福岡市はなぜ承認制なのか。また、地域の実情という面から、福岡市の承認制は妥当なのか。

事務局：どちらも事前審査を行う点は同じで、その事前審査後の手続きが異なるだけであり、実質は違いがないと認識している。今回、本市は委託手数料から支出する出荷奨励金・完納奨励金を現行どおり承認制とすることを考えているため、制度の一貫性から、委託手数料についても承認制で行いたいと考えている。

委 員：委託者によって委託手数料率を変えることはできるのか。

事務局：それは、差別的取扱いの禁止からできないと考えている。ただし、委託手数料率が一律である現行制度においては、委託者の出荷状況に応じて、出荷奨励金率を合理的な差として設定している。

委 員：弾力化とは、法律では定めずに各自治体で決めて良いという意味なのか。

事務局：各開設者が決定したことは、法律で定めずに条例で定めることになった。公設市場という性格を考えると、卸売業者の自由度が高い届出制まで一気に進むことは、解決すべき問題も残されているため、本市は開設者の関与が比較的強い承認制で行いたいと考えている。委託手数料率に関しては、今後卸売業者の経営状況を公開して、それを基にして手数料率を変更していくという制度を作ることが重要だと考えている。今回は、そのような制度につながる枠組みを決める第一歩であると考えている。

委 員：今後委託手数料率を変更することは、非常に難しいのではないか。適正な委託手数料率について、他市場の動向や様々な関係者の意見を考慮しながら、誰がどのような場で検討し議論し決定するのか。

事務局：委託手数料率に関しては、当面は現行どおりであり動かないと考えている。ただし、青果部では、関東や関西の動向、特に東京都の動向は非常に重要であり、東京都が委託手数料率を変更すれば、それに応じて他市場も変更する可能性は高い。また、本市で委託手数料率を変更する場合は、必要に応じて様々な関係者の意見を聴くために各部市場取引委員会を開催し、最終的にはこの市場取引委員会を開催して了承を得てから承認するという形になるとを考えている。

委 員：委託手数料率の変更に関して、水産物部や食肉部の特徴はあるのか。

事務局：水産物部については、漁場の関係から長崎や松浦との競合となるので、このよう

な近隣市場の動向は重要だと考えている。

食肉部については、九州で唯一の中央卸売市場であるため、現段階ではほとんど動きはないだろうと考えている。

委 員：市場取扱高の減少の原因はなにか。

委 員：青果部については、取扱高金額は平成2年ごろをピークに減少しているが、取扱高数量は増加している。これは単価の低迷が原因であり、全国的な傾向である。

また、委託集荷よりも比較的の利益率が低い買付集荷の割合が大きくなっていることも関係している。取扱高数量を増やすことでなんとか生き延びているのが現状である。

委 員：水産物部については、漁業従事者の減少及び高齢化により水揚高が減少している。

輸入水産物も他国と競合して買い負けしている状況でやはり減少している。それと、日本人の魚食離れが進み需要が減少していることも原因だと考えている。

委 員：食肉部については、BSE問題などにより牛肉の単価が低迷している。さらに、アメリカ産牛肉の輸入禁止により、牛肉の消費自体が減少している。この牛肉の減少によって豚肉需要は増加し、単価も上がっている。しかし、生産者は市場に持ってくるのではなく、市場価格よりも高い価格を付けるメーカーに直接売ることが多くなっており、市場外の集荷競争が激しくなっていることも市場取扱高の減少の原因だと考えている。

委 員：どの市場においても生産者の市場離れが進んでいることを考慮して、委託手数料率をどのように決定するのか、今後十分に検討する必要がある。

質疑応答終了後、議題2については、委託手数料は承認制とし、出荷奨励金・完納奨励金ともに現行どおり承認制とすることで決定した。

また、事務局から示された条例等の改正案を基にして、農林水産省との協議や9月開会の福岡市議会への上程準備を進めていくことで決定した。

議題終了後、他に意見などがないことを議長が確認し、議長の閉会の言葉で委員会終了。